

「貸金業者向けの総合的な監督指針」改正案に係る意見及び金融庁の考え方

平成 28 年 9 月 14 日
日本貸金業協会

No.	該当箇所	当協会の意見	金融庁の考え方
1	<p>「貸金業者向けの総合的な監督指針」 II-2-10 (2) 留意事項 ② へ、</p>	<p>「支援者である」ということの確認は以下①から④に掲げる例示のうちどのレベルまでの確認が必要か。具体的に明示していただきたい。</p> <p>①資金需要者等と同伴し、資金需要者等と支援者との間が、親密な様子が伺え、特に不審な点がない場合（支援者が「家族です」「支援者です」と名乗れば貸金業者から支援者の氏名等確認する必要なし）</p> <p>②資金需要者等と同伴したが、支援者は自己の氏名、資金需要者等との関係を具体的に明らかにすることは拒み、「家族です」「支援者です」以上のことは言わない場合。</p> <p>③支援者は、資金需要者等と同伴し、自己の氏名や資金需要者等との関係は明らかにしたが、自己の本人確認書類の提示等は拒否する場合。</p> <p>④支援者は、資金需要者等と同伴し、自己の氏名や資金需要者等との関係を明らかにし、自己の本人確認書類の提示にも応じた場合（本人確認書類の提示が必要な場合、その本人確認書類が犯罪収益防止移転法の書類に限る場合はその旨）。</p> <p>また、示して頂いたレベルの支援者から契約締結後に資金需要者等に代わって返済日や返済金額等取引に関して問い</p>	<p>支援者であるか否かについては、当該者が現に障害者と貸金業者との間のコミュニケーションを支援しているか否かという観点から判断されるものであると考えています。当該支援者の本人特定事項や障害者との関係性を確認するか、確認する場合にどのような方法によるかについて一律の基準はありませんが、例えば、支援者が障害者の代理人として金銭の貸付けに係る契約を締結する場合は、犯罪収益移転防止法に従い、当該支援者（代理人）の本人特定事項の確認をする必要があります。契約締結時の支援者から取引に関する問い合わせがあった場合において、当該者に回答することが個人情報保護法第 23 条及び貸金業法第 21 条に違反するか否かは、当該問い合わせ時点において障害者ご本人の同意があるか否か等の事情により個別に判断される事項と考えています。上記のとおり、確認の内容や方法に一律の基準はありませんが、支援者を通じて障害者に契約内容を理解してもらう努力をしたうえで、何らかの不審事由がある等、契約締結に至らないことに合理的理由がある場合には「単に障害があることを理由として契約締結を拒否すること」には当たらないと考えています。（金融庁パブリックコメント 4）</p>

「貸金業者向けの総合的な監督指針」改正案に係る意見及び金融庁の考え方

平成 28 年 9 月 14 日
日本貸金業協会

No.	該当箇所	当協会の意見	金融庁の考え方
		<p>合わせがあることが想定されるが、それに回答しても、個人情報保護法 23 条や貸金業法 21 条に違反しないことも明らかにしていただきたい。</p> <p>さらに、示して頂いたレベルの確認ができない場合で、かつ資金需要者等において支援者を通じないと契約内容を理解できない場合は、契約締結に至らなかったとしても、「単に障害があることを理由として契約締結を拒否すること」には該当しないことを明らかにしていただきたい。</p>	
2	<p>「貸金業者向けの総合的な監督指針」 II-2-13 (1) 主な着眼点 ① ロ. b. ii (注)</p>	<p>借入申込書の記入について代筆対応を行う場合は、「顧客本人の借入れの意思が適切に反映されていることを慎重に確認する必要がある」とあるが、この「慎重に確認する方法」については、受付の形態や顧客等の状況に応じて、事業者自身で確認項目や記録の要否について定め運用するものと理解しているが、仮に、代筆対応を行った場合において、監督指針 II-2-13(1)ロ. ii) に照らして問題がないと認められる、若しくは認められない要件があれば予め例示していただきたい。</p>	<p>意思確認を慎重に行う方法に一律の要件はありませんが、例えば、障害者本人がその場にいるにもかかわらず、同行した代筆者とのみコミュニケーションを行って契約締結を進めることは、意思確認が慎重になされていないものと考えられ、障害者本人とも適当な意思確認を行う必要があると考えられます。(金融庁パブリックコメント 5)</p>
3	<p>「貸金業者向けの総合的な監督指針」 II-2-5 (1) 主な着眼点 ① ロ. b. ii (注)</p>	<p>顧客が障害者である場合、顧客本人の借入れの意思が適切に反映されていれば、家族や介助者等による代筆は認められるものと解されるが、法令上、書面による承諾又は同意が必要とされている場合（貸金業法第 41 条 36 第 1 項、同条第 2 項、貸金業法施行令第 3 条の 2 の 5 第 1 項、同第</p>	<p>貴見のとおりです。(金融庁パブリックコメント 6)</p>

「貸金業者向けの総合的な監督指針」改正案に係る意見及び金融庁の考え方

平成 28 年 9 月 14 日
日本貸金業協会

No.	該当箇所	当協会の意見	金融庁の考え方
		3 条の 3 第 1 項、同第 3 条の 4 第 1 項、同第 3 条の 5 第 1 項等) においても顧客本人の意思が適切に反映されていることを確認すれば家族や介助者等の代筆により書面による承諾又は同意として取り扱うことができると解してよいか。	